

第40回 北九州市都市計画審議会案件 総括表

種類・名称	概要	備考
用途地域 岸の浦地区	<p>岸の浦地区は、JR黒崎駅から南へ約500mに位置し、黒崎副都心の商業集積地に隣接する市営団地跡地や病院跡地を含む約3.7haの地区である。</p> <p>当地区を含む黒崎副都心では、平成14年3月に「黒崎再生10ヵ年計画」が策定され、さらに、平成20年7月には、「中心市街地活性化基本計画（黒崎地区）」が認定されており、これらの計画の中で当地区は、本市西部地域の核となる文化等の公共施設の集積を図り、人が交流し、賑わいを創出する文化・交流拠点地区として位置付けられている。</p> <p>このため、副都心に相応しい都市機能を充実させることを目的として、第1種住居地域から商業地域へ用途地域を変更するもの。</p> <p>【面積】：約3.7ha 【用途地域】：第一種住居地域(60/200) 商業地域(80/200) (建ぺい率/容積率)</p>	議題 196
準防火地域 岸の浦地区	<p>岸の浦地区の用途地域の見直しに伴い、商業地域に変更される区域について、市街地の火災を防除するため、準防火地域の指定を行うもの。</p> <p>【面積】：約3.7ha (2,416ha 2,420ha)</p>	議題 197
地区計画 桃園一丁目第2地区	<p>桃園一丁目第2地区は、副都心黒崎の東約2km、JR八幡駅から南西に約1kmの生活利便性の高い市街地に位置する企業の社宅跡地である。</p> <p>当地区を含む街区では、社宅の老朽化に伴い土地利用の転換を行い生活利便性の高い市街地における住宅供給を進めるために、街区全体の再開発計画が策定され、計画的な土地利用が進められている。</p> <p>今回新たに低層戸建住宅地が開発されたことから、緑豊かなゆとりとうるおいのある良好な住環境の形成及び保全を図ると共に低炭素社会へ寄与するため、適正な規制及び誘導を行うもの。</p> <p>【面積】：約1.6ha</p> <p>【地区整備計画の概要】 建築物の用途の制限（建築できる建築物） ：住宅、集会所、診療所など 容積率の最高限度：120% 建築物の敷地面積の最低限度：180㎡ 壁面位置の制限：道路境界線までの距離1.5(1.0)m以上 隣地境界線までの距離1.0m以上 建築物の高さの最高限度：10m（軒の高さは7m） 建築物等の形態又は意匠の制限 垣又はさくの構造の制限</p>	議題 198

都市計画マスタープラン 八幡西区構想【諮問】	<p>平成15年8月に本審議会の答申を受け、平成15年11月に策定した「北九州市都市計画マスタープラン（全体構想）」において、地域の特性や課題に応じた総合的な区のまちづくりの指針となる地域別構想を行政区ごとに策定することとしている。</p> <p>地域別構想を策定するにあたっては、初期の段階から住民参加を取り入れることとしており、今回の八幡西区構想については平成17年9月に着手し、これまでに地域・住民からの意見収集や地元検討会を実施してきたところである。</p> <p>こうして作成した案について、「八幡西区のまちづくり方針（素案）」をとりまとめたので、北九州市都市計画審議会の意見を聞くもの。</p>	議題 199
---------------------------	---	-----------

手続の概要

平成21年 4月15日	～	4月30日	都市計画原案の縦覧（議題196・197）
平成21年 5月18日		6月1日	地区計画条例に基づく案の縦覧（議題198）
平成21年 7月7日	～	7月21日	都市計画法に基づく案の縦覧（議題196～198）
平成21年 8月18日			第40回北九州市都市計画審議会
平成21年 9月中旬		（予定）	都市計画法第19条の同意請求
平成21年10月中旬		（予定）	都市計画決定（＝告示）